

第3回 リアス四季写真塾

昨年に引き続き、リアス四季フォトコンテストの一環として写真塾が開催されます。写真に興味のある方ならどなたでも無料で参加できます。
※リアス四季フォトコンテストの応募締切は、1月21日(月)です。ご応募をお待ちしています。

◇日時 1月26日(土) 午後1時30分～午後4時
◇場所 気仙沼・本吉広域防災センター2階 視聴覚室(気仙沼市赤岩五駄鱈43番地2)
◇講師 斎藤秀一氏(リアス四季フォトコンテスト審査長、斎藤秀一写真事務所、宮城大学事業構想学部デザイン情報学科講師) 助言者 松本礼二氏(リアス四季フォトコンテスト審査委員・東北レジャー情報編集長)
◇内容 持ち込み写真による指導、実演(テーマ「画面構成とフレーミング」、「光の読み方」、フィルム・デジタルの悩みについての質疑等)
※リアス四季フォトコンテスト応募作品の講評・解説も行われます。(賞の発表は行いません。)
◇申込方法 1月24日(木)までに電話、FAXまたは電子メールで申し込みください。
◇申し込み、問い合わせ 気仙沼・本吉広域行政事務組合事務局(担当:佐藤、斎藤) ☎22-9111 FAX22-8008 E-mail riasu7@k-macs.ne.jp

パブリック・コメントを始めます

(意見公募手続き)

12 町ではパブリック・コメント制度を始めます。パブリック (public) は「公衆」、コメント (comment) は「意見」の意味で、パブリック・コメント制度とは、町が政策等を決めるときに、その案を広く町民の皆さんに公表し、寄せられた意見等を案に取り入れることができるかどうかを検討し、その検討結果(最終案)とともに寄せられた意見等に対する町の考え方を併

せて公表していく一連の手続きをいいます。

- パブリックコメントの対象は？
町の基本的な施策に関する計画、指針を定めるもの
- 町の基本方針を定めることと内容を定める条例
- 町民の皆さんに義務を課したり、または権利を制限することを内容とする条例
- 町の政策等の公表の方法は？
広報南三陸へ掲載

製造事業所の皆様へ

工業統計調査

～ご協力をお願いします～

現在、平成19年工業統計調査が行われています。調査の対象となる事業所には調査員がお伺いして調査票を配付しておりますので、調査の重要性をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、調査結果は、国や地方公共団体の政策立案のための基礎資料などに用いられ、統計以外の目的に使われることはありません。また、調査票に記入していただいた内容については、統計法により保護されますので、正確なご記入をお願いします。

経済産業省・宮城県・南三陸町
◇問い合わせ 企画課 企画政策係 ☎46-1371

1月の移動町長室は、1月16日(水)です!

「移動町長室」は、毎月1回、町長室を歌津総合支所に移動して、そこで町長または副町長が執務を行います。

執務時間は、午前9時～午後3時までです。

◇問い合わせ 歌津総合支所 総務管理課 ☎36-3921

白石へ行くこう！(日帰りスキーツアー)

- 交流記念企画●
- 白石市との交流を記念して、南三陸町観光協会では、貸切バス「むすび丸号」で行く日帰りスキーツアー「白石! 温温ブラン」を企画しました。白石温麺と、オプシヨんで温泉も楽しめるお得なプランです。ふるってご応募ください。
- ◇期日 1月26日(土)
- ◇場所 みやぎ蔵王白石スキー場
- ◇参加費 3,500円(保険料・昼食代・交通費・リフト5回券を含む。)
- ◇定員 先着20名
- ◇申込締切 1月21日(月)
- ※詳しい行程と集合場所については、応募者に直接お知らせしますが、おむね出発は午前7時、帰り到着は午後8時を予定しています。
- ※スキー・スノーボードやウェアのレンタルを希望する場合やオプシヨンを利用する場合は、別に料金がかかります。詳しくは、お問い合わせください。
- ◇問い合わせ 南三陸町観光協会 ☎47-2550

バリアフリー改修した住宅に係る固定資産税が減額されます

平成18年度の税制改正により、一定のバリアフリー改修工事が行われた既存の住宅について、固定資産税の減額措置が創設されました。

次の要件に該当する住宅については、申告により翌年度分の固定資産税額の減額が受けられます。(1回限り)

対象となる住宅

平成19年1月1日以前に建築された住宅のうち、平成19年4月1日から平成22年3月

高齢者等の居住の要件

高齢者等の居住とは、改修工事が完了する年の1月1日現在で65歳以上の方が住んで

いるか、申告する時点において要介護認定(要支援認定)を受けた方、または障害者の方が居住している必要があります。

減額を受けられる改修の要件

次のいずれかに該当する工事で、補助金を除く自己負担額が30万円以上である必要があります。

- ①廊下または出入り口の拡幅、②階段の勾配の緩和(ホームエレベーターは対象外)、③浴室の改良(床面積の増加、低い浴槽への取替え、移乗台等の設置、

減額される額

当該改修住宅の床面積のうち100平方メートルを限度にして、翌年度分の固定資産税額の3分の1相当額が減額されます。

減額を受けるための手続き

対象となる住宅に係る固定資産税の納税義務者は、①工事明細書(改修内容及び費用を確認できるもの)、②改築前後の写真、③領収書の写し、④補助金等の交付を受ける場合には交付決定書等の写しを添付し、改修工事が完了した日から3カ月以内に町民税務課または歌津総合支所住民生活課まで減額申告書を提出してください。

町民税務課 課税係
☎46-1372
歌津総合支所 住民生活課
☎36-3924

気仙沼税務署からのお知らせ

本紙25ページに「年金所得者に対する申告説明会」を掲載しています。あわせてご覧ください。

■確定申告に関する電話相談

確定申告に関する相談は、「仙台国税局電話相談センター」でも受け付けています。利用方法は、気仙沼税務署(☎22-6780)に電話すると音声案内が流れますので、案内に従い「1番」を選択すると仙台国税局電話相談センターにつながります。「2番」を選択すると気仙沼税務署につながります。なお、電話相談センターでは東北税理士会の会員税理士も従事しています。

■国税電子申告・納税システム「e-Tax」をご利用ください

国税に関する各種手続きが、自宅やオフィスからインターネットなどを通じて行うことができます。

- 所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告
- 各種申請・届出等
個人の方は、さらに便利になります。
- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。
- 本人の電子署名及び電子証明書を併せて送信した場合に、所得税額から最高5,000円を控除します。(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)
- 平成19年分以後の所得税の電子申告においては、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の第三者作成書類の添付を省略できます。

※電子申告を行うためには、役場窓口にて住民基本台帳カード(交付手数料500円)及び電子証明書(交付手数料500円)を取得していただく必要があります。(カード申請には申請時準備物、本人確認書類、印鑑が必要です。カード申請から交付までは約2週間かかりますので、手続はお早めに。)

問い合わせ

気仙沼税務署 ☎22-6780
住民基本台帳カード及び電子証明書については、役場町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373
※電子申告「確定申告書等作成コーナー」の利用と、税に関する情報は、国税庁ホームページをご覧ください。
http://www.nta.go.jp